



2026年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社ネットプロテクションズホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 柴田 紳  
(コード番号 7383 プライム市場)  
問 合 せ 先 取締役 C F O 岡田 高幸  
電 話 03-4530-9235

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」という。）を行うことについて決議しましたので、以下の通りお知らせします。

#### 記

##### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026年7月17日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 61,408株
(3) 発 行 価 額	募集株式1株につき338円
(4) 発 行 総 額	20,755,904円
(5) 割 当 予 定 先	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名 53,776株 監査等委員である取締役 3名 7,632株

##### 2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2022年6月29日開催の当社第4期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、2025年6月27日開催の当社第7期定時株主総会において本制度の一部を改定し、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役をその対象とすること等について、ご承認をいただいています。本制度においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額30百万円（うち社外取締役分は年額5百万円）、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年90,000株（うち社外取締役分は年15,000株）とし、監査等委員である取締役については、年額5百万円、年間15,000株を上限とすること、本制度に基づき割り当てられる譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の割当日から3年以上とすることとしています。

今般、当社取締役会は、本制度の目的、各取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、割当予定先である当社の取締役9名（以下「割当対象者」という。）に対し、当社第8期定時株主総会から2027年6月開催予定の当社第9期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、本新株発行につ

き金銭報酬債権合計 20,755,904 円を支給することを決議すると共に、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、本新株発行を行うことを決議しました。なお、割当対象者のうち当社の監査等委員である取締役に対する金銭報酬債権の支給は、当社の監査等委員である取締役の協議によって定めています。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、下記 3. の通り、譲渡制限期間は 3 年間としています。また、各割当対象者に対する金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給します。本新株発行による希薄化の規模は、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）99,480,999 株に対し、0.06%（小数点以下第 3 位を四捨五入）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えています。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本割当契約の概要は以下の通りです。

#### （1）譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2026年 7 月 17日から2029年 7 月 16日（以下「本譲渡制限期間」という。）とし、割当対象者は、本譲渡制限期間中は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする（以下「譲渡制限」という。）。）。。

#### （2）譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記（3）②により本割当株式の全部又は一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部とする。）について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### （3）本割当株式の無償取得

- ①当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②また、譲渡制限付株式の割当てを受けた割当対象者が、本譲渡制限期間中に退任した場合には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数から、払込期日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を36で除した数に当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を引いた数の本割当株式を当社が無償取得することができるほか、非違行為があった場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができる。

#### （4）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、割当対象者が当社の指定する証券会社に開設した専用口座で管理される。なお、当該証券会社は大和証券株式会社を予定している。

#### (5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から当該組織再編等の効力発生日を含む月までの月数を36で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当対象者に対する本新株発行の発行価額については、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値338円としました。本新株発行に係る発行価額は、特に有利な価額とはいえ、合理的であると考えています。

以 上